

シェルビジネスカード会員特約

第1条(総則) 本特約は、出光興産株式会社(以下「当社」という。)と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が提携して発行するJCB所定の会員規約(一般法人用)(以下「会員規約」という。)が適用される法人クレジットカード「シェルビジネスカード」および会員規約に定めるカードの発行にかえて会員番号を含むカード情報を発行し通知する「カードレスシェルビジネスカード」(以下総称して「本カード」という。)の会員に適用されるものとします。

第2条(会員) 1.本特約ならびに会員規約およびこれに付随する特約(以下「会員規約等」という。)を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB(以下「両社」という。)が認めた官公庁、企業、団体または個人事業主(以下「法人等」という。)を法人会員といいます。申込を行った法人等は、JCBが行う法人等の入会資格審査結果に異議を申し述べません。 2.法人会員が予め本カードの使用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方をカード使用者といい、JCBは法人会員からの申込内容に応じてカード使用者に「シェルビジネスカード」を貸与するか、同カードの発行にかえて会員番号を含むカード情報を発行し、通知します。 3.法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。 4.カード使用者の本カード使用による代金の支払い、その他本カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

第3条(年会費) 法人会員は、当社に対して所定の年会費を支払う場合は、本カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用) 1.当社が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。 3.会員は、当社が必要と認めた場合には、サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。 4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとし、JCBはこれらのサービスの提供に関して会員と当社との間に生じる紛議に対して一切の責任を負わないものとします。 5.会員は、JCBが提供するサービスを受ける場合、JCB所定の方法により利用するものとし、当社はこれらのサービスの提供に関し会員とJCBとの間に生じる紛議に対して一切の責任を負わないものとします。

第5条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.法人会員および入会を申し込まれた法人等(以下「法人会員等」という。)ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方(以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。)は、当社が会員等の会員情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当社のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報(以下「シェルビジネスカード会員情報」という。)を利用すること。 ①法人名、法人代表者名、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ③会員等の当社系列ガソリンスタンドでの本カードの利用内容 ④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 (2)当社のガソリンスタンド事業、自動車関連商品小売事業および自動車整備事業において以下の目的でシェルビジネスカード会員情報を利用すること。 ①商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ②新商品・新サービスのための市場調査・分析 ③本カードのサービスの会員等に対する提供ならびに管理等、販売システムの運営・管理 ④宣伝物・印刷物の送付等の営業案内 ただし、会員等が本項(2)の①、④について中止を申し出た場合は、当社はこれを中止するものとし、(中止の申し出は本特約末尾に記載する当社相談窓口に連絡するものとします。)なお、会員等が本項(2)の②、③について中止を申し出た場合は、当該契約を解約(本カード退会)いただくこととなります。 2.会員等は、当社に対して、自己に関するシェルビジネスカード会員情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は、本特約末尾に記載する当社相談窓口に連絡するものとします。)万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はJCBに連絡のうえ、必要な訂正または削除を行います。 3.会員等は、当社が本条1項(1)のシェルビジネスカード会員情報のうち①の法人名、法人代表者名、所在地、電話番号および本条1項(1)の③を集約した情報について、必要な保護措置を講じたうえで当社特約店およびその傘下の販売店に提供し、当社がこれを利用することに同意します。当社が当該情報を利用している場合で会員等が利用の中止を申し出た場合、それ以降の当社での利用を中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する当社相談窓口に連絡するものとします。) 4.両社は会員等が当該入会に必要な記載事項(申込書上で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本特約各条項の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、本条1項(2)の①、④に同意しない場合でも、これを理由に両社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第6条(届出事項の共有) 法人会員が、JCBに対して届け出た法人名、法人代表者名、所在地、電話番号等について、あるいはカード使用者が氏名、住所、電話番号等について変更があり、JCBに対して変更の届け出があった場合には、当該届出いただいた情報について、両社において共有することに予め同意するものとします。

第7条(利用内容の共有) 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第8条(会員資格の喪失) 1.両社は、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずに本カード会員資格を喪失させることができます。(1)会員が当社の提供する特典およびサービスを受けるにあたり不正な行為を行った場合。(2)会員が会員規約等およびその他会員規約および規定に違反した場合。 2.会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。 3.両社がクレジットカードの返還を求めたときは、会員は返還を求められたクレジットカード全てを、ただちにJCBに返還するものとします。

第9条(会員規約と本特約の関係) 1.本特約に定めのない事項は、会員規約によるものとします。 2.会員規約等あらゆる規約と本特約の規定の内容が一致しない場合は、本特約の規定が優先されるものとします。

<ご相談窓口>

当社に対するシェルビジネスカード会員情報の開示および利用の中止、訂正・削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

出光興産株式会社 お客様相談窓口

〒100-7028 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー 28階

TEL 0120-89-15-46

(TK020201・20200331)

シェルビジネスハウスカード規定

第1条(会員規約との関係) 1.本規定を承認のうえ、本規定に定めるシェルビジネスハウスカード(以下「ハウスカード」といいます。)の発行を所定の入会申込書(以下「本申込書」といいます。)により申し込み、出光興産株式会社(以下「当社」といいます。)およびJCBがこれを認めた法人を法人会員といい、本条第5項に基づきJCB所定の会員規約(一般法人用)(以下「会員規約」といいます。)またはシェルビジネスカード会員特約(以下「会員特約」といい、「会員規約」と「会員特約」とを合わせて「会員規約等」といいます。)を準用する場合には、会員規約等における法人会員をこれに置き換えます。 2.法人会員の役員および従業員をカード使用者といい、本条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等におけるカード使用者をこれに置き換えます。 3.法人会員とカード使用者を総称して会員といい、本条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等における会員をこれに置き換えます。 4.シェルビジネスハウスカードシステムに加盟している給油所を加盟店といい、本条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等における加盟店をこれに置き換えます。

5.ハウスカードには、本規定に定めのない事項について、全て会員規約等における、同規約等に基づき発行されているカード(以下「JCBカード」といいます。)に関する規定が準用されます。また、ハウスカードに基づく会員の債務は、準用される会員規約等において、JCBカードに基づく債務とみなされます。会員は、本規定に定めのある場合を除き、ハウスカードを、JCBカードと同様の方法、条件により利用し、ハウスカードに基づく債務を、JCBカードに基づく債務と同様の方法、条件により支払うものとします。

第2条(ハウスカードの貸与およびハウスカードの管理) 1.当社およびJCBは、会員に、JCBカードとは別にハウスカードを貸与します。

2. ハウスカード上には、会員名（法人名）・会員番号・ハウスカードの有効期限等（前条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等におけるカード情報にこれを置き換えます。）が表示されています。 3. ハウスカードはハウスカード上に表示された会員の役員および従業員以外は使用できません。

第3条（ハウスカードの機能） 会員は、本規定に定める方法、条件によりハウスカードを使用することによってショッピング利用のみを行うことができます。

第4条（ハウスカードの有効期限） 1. ハウスカードの有効期限は当社およびJCBが指定するものとし、カード上に表示された年月の末日までとします。 2. 当社およびJCBは、ハウスカードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社およびJCBが審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、JCBカードの更新カードとは別に、有効期限を更新した新たなハウスカード（第1条第5項に基づき会員規約等を準用する場合には、会員規約等における更新カードにこれを置き換えます。）を発行します。

第5条（ハウスカードの利用） 1. ハウスカード使用者は、加盟店にハウスカードを提示し、所定の売上票にハウスカード使用者本人が署名を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。 2. ハウスカードにおける、ショッピング利用代金の支払い区分は、ショッピング1回払いのみとします。

第6条（利用可能な金額） 会員は、JCBカードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、JCBカードおよび本カードの「利用可能な金額」の計算にあたり、本カードの利用金額は、JCBカードのショッピング1回払い利用可能枠に係る利用残高の金額に合算されます。

第7条（会員資格の喪失） 会員は、ハウスカードに関して、第1条第5項に基づき会員規約等の準用により、JCBカードと同様の条件、方法により、退会または会員資格を喪失する他、JCBカードの会員資格を喪失した場合は、これと同時にハウスカードの会員資格も喪失します。（TK020202・20200331）

シェルビジネスカードキャッシュバックプログラム会員規定

※本規定が適用となるのは法人クレジットカード「シェルビジネスカード」であり、「カードレスシェルビジネスカード」には適用されませんので、ご注意ください。

第1条（目的） 本規定は、出光興産株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が提携して発行する法人クレジットカード「シェルビジネスカード」（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社およびJCBが本カードの会員（以下「会員」といいます。）に対し提供する特典、サービスの内容とそれらを受けるための条件を定めるものです。なお、「カードレスシェルビジネスカード」の利用は、本規定の適用対象となりません。

第2条（シェルビジネスカードキャッシュバックプログラム） 1. シェルビジネスカードキャッシュバックプログラム（以下「プログラム」といいます。）とは、JCBが別に定めるJCB加盟店において、会員が本カードにより代金等を支払う場合に、JCBから所定の還元金を受けることができる制度です。 2. 本カードではOki Dokiポイントプログラムは適用されません。

第3条（プログラム対象店） 1. プログラムの対象となるJCB加盟店は、ビジネスにおいて出張旅費・交通費・宿泊費等での利用が想定される業種（ガソリンスタンド、高速道路料金所、レンタカー営業所、タクシー会社、航空会社、旅行代理店、ホテル等）で分類されるJCB加盟店（以下「対象店」といいます。）を指します。 2. 前項で定める対象店における利用であっても、一部本プログラムが適用されないケースがあります。（百貨店等に出店している旅行代理店、専門店併設のガソリンスタンド等での利用等。）

第4条（キャッシュバック率） 1. 還元金を算出するためのキャッシュバック率は、JCB所定の方法により毎月15日に締め切れ、ご利用代金明細書上に記載されたカード利用代金（以下「基準額」といいます。）に応じて毎月決定されます。なお、基準額にはJCBが定める年会費、保険料その他所定のものを含められません。 2. 基準額は、それぞれのカード使用者のカード利用代金を合算した金額とします。

第5条（キャッシュバック対象金額） キャッシュバックの対象金額はキャッシュバック率が決定された基準額の約定支払日から2ヵ月後の約定支払日に計上された対象店でのカード利用代金の合計とします。ただし、キャッシュバック対象金額についてはJCBが上限を定めるものとし、それを超える金額はキャッシュバックの対象とはなりません。

第6条（還元金） 1. 還元金は、キャッシュバック対象金額にキャッシュバック率を乗じて計算されます。 2. JCBは、還元金をキャッシュバック率決定月の2ヵ月後の約定日に支払となる支払額から差し引いて請求する方法により支払うものとします。 3. 前項で会員に請求する支払額が還元金に満たない場合は、当該支払額と相殺した還元金の残額分について、予め両社の届け出たカードご利用代金お支払い口座に振り込むものとします。 4. 還元金の計算は円単位で行うものとし、小数点第1位を四捨五入するものとします。

第7条（還元金等の告知） 本規定第6条に基づき計算された還元金額および基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額等は会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。

第8条（複数カードの取り扱い） 1. 会員が本サービスの対象となるカードを複数所有している場合（本カードのカード使用者および、それに付帯するハウスカードは除く）には、本規定に基づき各カード毎に基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額、還元金を確定するものとし、これらを合算することはできません。 2. 会員が本カードを他の種類のカードに切り替えた場合、切り替え前のカードと切り替え後のカードとは、本規定に基づき各カード毎に基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額、還元金を確定するものとし、これらを合算することはできません。

第9条（公租公課） 本カードによって還元を受けた金額について公租公課が課せられる場合、会員がこれを負担するものとします。

第10条（還元の条件） 会員が会員規約（一般法人用）または本規定を遵守していないとJCBが認めた場合、会員は還元金を受けられない場合があります。

第11条（権利の喪失） 理由の如何を問わず、会員がJCBの会員資格を喪失した場合、本規定における全ての権利・義務は消滅するものとします。

第12条（プログラムに関する疑義等） 1. 会員は理由の如何を問わず、本カードにおける権利・義務を他人に貸与、譲渡、担保提供したり相続することはできません。 2. 基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額、還元金等に関して生じる疑義に関しては、すべてJCBが決するところによるものとします。

第13条（終了・中止・変更等） 1. JCBは予告なしにいつでもプログラムを終了もしくは中止し、または内容を変更できるものとし、会員は予めその旨了承するものとします。 2. プログラムの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第14条（本規定の優越） 1. 本規定に定めのない事項は、JCBが別に定める会員規約（一般法人用）によるものとします。 2. プログラムに關し、JCBが別に定める会員規約（一般法人用）等あらゆる規約（シェルビジネスカード会員特約は除きます。）と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

（TK020203・20200331）

クレジットカードレス特約（カードレスシェルビジネスカード用）

第1条（カードレス会員） 本特約において「カードレス会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）所定の会員規約（一般法人用をいい、以下「会員規約（一般法人用）」という。）に定める会員のうち、本特約を承認の上、本特約に定めるカードレスサービス（以下「カードレスサービス」という。）の利用をJCB所定の方法により申し込み、JCBがこれを認めた方をいいます。また、カードレス会員のうち、会員規約（一般法人用）に定める法人会員およびカード使用者を、それぞれ「カードレス法人会員」および「カードレス使用者」といいます。

第2条（カード情報の発行、通知） 1. JCBは、カードレス会員に対し、会員規約（一般法人用）に定めるカードの発行に代え、会員番号を含むカード情報（以下「カード情報」という。）を発行し、書面その他の方法により通知します。カードレス会員には、会員規約（一般法人用）

に定めるカードは発行されません。 2.カード情報にかかる権利はJCBに帰属します。カードレス会員は善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。

第3条（カードレスサービスの内容、利用方法） 1.カードレスサービスは、カードレス会員が本特約を承認の上申し込んだJCB所定の他の規定等に定める各種サービス（以下「対象サービス」という。）の利用代金を、（会員規約（一般法人用）に定めるカードを使用することなく）カード情報をJCB所定の方法により使用することにより、会員規約（一般法人用）に基づくショッピング利用代金として同規約の定めに従い支払うサービスです。 2.カードレス会員は、前項に定める場合を除き、カード情報を使用することにより、会員規約（一般法人用）に定めるショッピングサービス、キャッシング1回払い、および付帯サービスのいずれも利用することはできません。

第4条（カード情報の有効期限） 1.カード情報の有効期限はJCBが指定するものとし、カードレス会員に対し書面その他の方法により通知します。 2.JCBは、前項の有効期限までに退会の申し出のないカードレス会員のうち、JCBが審査の上引き続きカードレス会員として認める方に対して、有効期限を更新した新たなカード情報を通知します。

第5条（年会費） カードレスサービスにかかる年会費は、会員規約（一般法人用）の定めにかかわらずJCBが通知するまで免除するものとし、ただし、対象サービスにかかる年会費がJCB所定の他の規定等において別途定められている場合には当該定めに従うものとします。

第6条（カード情報の再発行） 1.JCBは、カード情報の消失、不正取得、改変等の理由により、カードレス会員が希望し、JCBが審査の上承認した場合、カード情報を再発行し、通知します。 2.JCBは、JCBにおけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、カードレス会員はあらかじめこれを承諾します。

第7条（カードレスサービス利用代金の支払） 1.カードレス法人会員は、カードレスサービス利用代金を、会員規約（一般法人用）に定めるカード利用代金と同様の方法により支払うものとします。 2.カードレス法人会員は、カード情報を使用することにより対象サービス以外のショッピングサービスを利用した場合には、当該サービス利用代金をカードレスサービス利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

第8条（カードレス代表使用者の責任） カードレス使用者のうち、法人会員を代表する権限のある方または連帯保証人は、カードレス会員によるカードレスサービス利用代金その他本特約に基づきカードレス法人会員が負担する一切の債務について、カードレス法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第9条（本特約の改定） 将来、本特約が改定され、JCBがその内容を書面その他の方法により通知した後にカードレス会員がカードレスサービスを利用した場合、JCBはカードレス会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第10条（適用関係） 1.本特約は、カードレス会員のカードレスサービス利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約（一般法人用）によるものとします。なお、会員規約（一般法人用）中、カードレス会員のカードレスサービス利用にそのままの文言で適用することが不都合な規定がある場合には、会員規約（一般法人用）および本特約の趣旨に従って合理的に解釈するものとします。

2.本特約において特に定めのない用語については、会員規約（一般法人用）におけるものと同様の意味を有するものとします。 3.カードレスサービスに関し、JCBが別に定める会員規約（一般法人用）等あらゆる規約（シェルビジネスカード会員特約は除きます。）と本特約の内容が一致しない場合は、本特約が優先されるものとします。

(TK020206・20100921)